

# 平成30年第1回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成30年3月13日（火曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員（15名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治勇
15番	上谷政明		

---

## 欠席議員（1名）

16番 大西徳三郎

---

## 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	大野一彦	市民環境部長	森寛
健康福祉部長	久富和浩	産業建設部長	青木幹根
林政部長兼 根尾総合支所長	蜂矢嘉徳	上下水道部長	三浦剛
教育委員会 事務局長	溝口信司	会計管理者兼 会計課長	小野島広人

---

## 本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	坪内重正	議会書記	杉山昭彦
議会書記	鈴木友理香		

---

### 開議の宣告

#### ○議長（鏑本規之君）

ただいまより議会を開催いたします。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。

議会中継及び議会だより編集のため、議場内において一般質問の場면을放送関係職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

#### ○議長（鏑本規之君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号6番 澤村均君と7番 堀部好秀君を指名いたします。

なお、議席番号16番 大西徳三郎君から欠席届が出されております。報告をしておきます。

---

### 日程第2 一般質問

#### ○議長（鏑本規之君）

日程第2、一般質問を行います。

私、鏑本規之が一般質問を行いますので、副議長と交代をいたします。

〔副議長 議長席に着席〕

#### ○副議長（瀬川治男君）

議長が一般質問を行われますので、会議規則第54条の規定により、私が議長の職務を行います。

8番 鏑本規之君の発言を許します。

#### ○8番（鏑本規之君）

議長がまた一般質問をするということで、何かと御意見もあろうかと思いますが、ずうっと一般質問をしておりますので、記録を破るわけにはいきませんので一般質問をさせていただきます。

この一般質問に当たりまして、3月11日、東北の地震がありまして、それから7年という歳月がたちました。3月11日、すぐに私、テレビを見たときのあの映像、そのときのショックというのか、そのことがいまだに忘れることができない。そういう中において、同志の議員、黒田議員、若原議員を初め、同志の議員と東北のほうに視察という形で行ってきました。そういう中において、たまたま被災された方たちと商工会の方たちとの御縁もできまして、また市民の方たちにおいてもいろ

いろな形で御支援をいただき、2年7カ月という間、毎週毎週支援物資という形で送ってきておりました。そういうことをずうっと今回のテレビ等々を見て、思い出しておったわけでありませう。

たまたま1月に雪がたくさん降るということで、雪のための視察ということで東北のほう、また日本海のほう、ずうっと視察をしてきたわけでございますけれども、たまたま石巻のほうにまた行ってきました。ちょうど7年前に会った、その当時支援物資等々を送っていただいた、助けていただいた、またそういう方たちとの御縁の中で、いろいろと会うことができ、7年前の一緒に食事をした、今でいうと友と言ってもいいのかな、そういう人たちとまた再開することができました。非常にあすというのか先を見て、そして一生懸命で汗をかいているその姿を見たときに、つくづくこの本巢市は何もそんなに大きな天災もなく、いい、住みやすいところだなとつくづく感じたわけでありませう。

そういう思いの中で、今回一般質問をするわけでありませうけれども、たまたまテレビを見ておりましたら、CBCのユーガッタ！CBCかな、5時から始まる、大石アナウンサーがやっている番組で、たまたま何の気なしに見ていたんですけれども、このヘルプマークというのが、御存じですかというような形でテレビで流れておりました。何となく派手なものでございませう。そのときのテレビに映っていたこういう映像なんですけれども、何となく真っ赤かでど派手だなということで。このヘルプマークそのものは私はよく知りませうでした。そしてテレビを見ているうちに、何となくそういう気持ちが湧いてきて、たまたま大石というアナウンサーとも私は面識がありまして、私もテレビで大石アナウンサーとのあれで2回ばかりテレビに出ておられます。そういうような関係でちょっと親しみを持って見ておったわけなんですけれども、聞けば聞くほどこのヘルプマークというものの重大性というのか、必要性を痛感したわけでありませう。

私がこの質問をすること自体が何となく私の性分としてはというところもありませうけれども、身障者の方たち、足がない、手がない、そういう人たちは外見から見てよくわかるわけなんです。今の日本の技術からしてみれば、義足というものが進歩をして、よくわからない。外見から見てわからないようなことがありますけれども、それでも足がない、手がないという人は何となくわかるんですね。けれども、内面的な障がいがある方、そういう方においては、なかなかわからないであろうと。そういう人たちがSOSを出すために、どうしてそれを一般の市民の人、周りにいる人たちに知ってもらおうかということがこのヘルプマークだというふうにテレビでは言っておりました。

私も生まれて、ずうっと、これ70の年になるわけですけれども、左目が見えませう。片目しか見えないんですけれども、そのことを知っておられる方は多分少ないであろうと。本人は非常に片目ということで遠近感がとれなくて、結構不自由はしておるわけなんですけれども、はたの人から見てそれがよくわからない。そういうような中でこのヘルプマークというものが報道されておりました。

また、そのことを少し触れてみたところ、本巢市の身障者の方からもこういうものに対してもう少し普及してもらえるとありがたいなという御意見もいただきました。

そういう中において、このヘルプマーク、本巢市においてどのような形で身障者の方たちに

お知らせし、またそのことが市民の方たちに広く行き渡っているのか、私はよくわかりませんので、そのことについてお伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 久富和浩君。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それではヘルプマークにおける本市の認知度につきましてお答えをさせていただきます。

ヘルプマークは岐阜県が策定しております第2期岐阜県障がい者総合支援プランを推進する中、岐阜県障害もある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の施行を踏まえ、人にやさしい岐阜県づくりの一環としてこのようなヘルプマークを導入いたしまして、昨年8月1日より配付を開始しております。

このヘルプマークは義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方がいらっしゃいます。こうした方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助が得られやすくなるよう普及に取り組んでおります。

本市におきましては、ヘルプマークが配慮を必要とされておられます方に広く利用していただけるよう、広報紙やホームページに掲載させていただきましたほか、ことし1月26日には社会福祉協議会が主催いたします身体障がい者の集いの際に、身体障害者福祉協会本巣支部がヘルプマークの普及、定着を願ひまして、ヘルプマーク啓発宣言がなされました。

また、県から配付を受けましたヘルプマークは120個でございますが、各庁舎で無料交付しております、現在93個を交付しております。

このほか、本市では平成28年5月から市独自で障がい者及び高齢者の方々を対象に本人の氏名、病名、かかりつけ医療機関などが記入できるヘルプカードを作成いたしまして、カードとキーケースをセットで無料交付しており現在まで509セットを交付しております。

今後は、ヘルプマーク、ヘルプカードを併用して所持していただくことで特に緊急時や災害避難時にはその方に合った対応が素早くできるなどのメリットも考えられますので、多くの方が所持していただけますよう普及に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

このヘルプマーク云々ということは、私も本当に認識不足でございまして、よくわからないところで一般質問をさせてもらったわけなんですけれども、たまたま石巻に行ったときに、7年前の惨事の際に、こういうものがもう少しわかっていたら、手助けができたんじゃないかと。早く来い、早く来い、高いところに上がれ、上がれと言っても、上がれない人もいます。なぜ上がることができ

なかったか。内面的な障がいがあったということがもしわかっていれば、一步でも二歩でも助けにいくことができたんだらうという思いがありましたというようなことを石巻の県会議員の佐々木さん、また市会議員の森山さんたちとそのような話をした覚えがあります。そういうような形がありまして、こういうものは常平生必要とするものであると思いますけれども、万が一のときにも大いに役に立つものであろうというふうに感じております。

本巢市においては、災害等々そういうことがないことを望みますけれども、万が一のときのためにもこういうヘルプマークが、こういうものですよということは、今以上に市民の方たちに知ってもらえるように広報等々を通して何度も何度も行っていただくと市民の方たちに理解がしていただけるんじゃないかなという思いをしております。

テレビでも2度、3度とやっておりました。こういうことの普及は、これでもか、これでもかと言われるぐらいやって初めて市民の方に浸透するものだと思っております。当然、必要とする人も持ってはいるんですけれども、持っていること自体が周りの人に理解していただければ何の価値もないという思いをしておりますので、今後とも市として普及活動に努力をしていただきたいと思っております。これは要望にしておきます。

続いて、2番目に移ります。

私も議会議員となって十数年たつわけなんですけれども、会計管理者の人に質問をするということが、昨日、堀部議員から質問がありまして、おいおい会計管理者が一般質問で答弁をするというのは私も十数年の間に初めて見るなあという思いをしております。

早い話が、会計管理者が何をどうこうということで一般質問の中で余り私も興味がなかったので、一遍も一般質問をしなかったわけなんですけれども、今回、たまたま重なってしまいましたけれども、内容については相当堀部議員とは違いがありますので、私の質問は、たまたま建設業界の方たちから、仕事が終わって、完成をして、市から完成をしましたよということをしていただいて、それからお金がいただけるまでに少し時間がかかり過ぎている。もう少し何とかならないかというような御指摘をいただきましたので、最後ということもあり、たまたま私が一般質問をするのはという思いがありましたけれども、よくわからないところで聞きます。

工事、入札等々で本巢市において工事またものを搬入したりした場合において、物事が搬入されてから、また工事が完成してからどのような形で、どのようなルールの中において支払いが行われているのかお尋ねをいたします。

#### ○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、会計管理者に求めます。

会計管理者兼会計課長 小野島広人君。

#### ○会計管理者兼会計課長（小野島広人君）

それでは工事完成後の工事費の支払いの流れ、ルールについてお答えします。

本巢市の契約規則取り扱い要綱では、国の政府契約の支払い遅延防止等に関する法律に基づきまして、検査及び支払い期限について定めております。

工事につきましては、完成届を受けた日から14日以内に完成検査を行い、適法な請求書を受領した日から40日以内に支払うということになっております。

また、工事以外につきましては、完了届を受けた日から10日以内に完了検査を行い、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うということになっております。以上でございます。

[8番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

今ルールを説明していただいたわけですが、30日以内また40日以内ということで支払いが行われていますよということなんですけれども、私も商売人として商売をしていた関係上、支払いは一刻でも早いほうがいいわけなんです。30日というと、昔でいうと、30日の約束手形みたいなもので、仕事が終わっても30日間はお金がいただけないというのは、経営者としては非常に辛いところがあるわけなんです。

この30日、40日というのが最大限の間ということで、早ければ1日か2日で出せるのかなという思いもしておりますけれども、もう少し早く請求書というのかな、支払いのあれが出た段階において、もう入札でありますので、幾ら払うかということはどうも決まっているかと思うんですね。ですので、請求書が来た段階において、その時点で、ずっと支払うことができないのか、ルール上難しいところもあるかと思っておりますけれども、少し努力をすればできるのかお伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

2番の2でいいですか。

○8番（鏝本規之君）

はい。

○副議長（瀬川治男君）

会計管理者 小野島広人君。

○会計管理者兼会計課長（小野島広人君）

工事費を市が支払うまでの期間を短くすることはできるかということでございますけれども、先ほどの御質問でお答えしましたけれども、工事費につきましては、支払いは請求書受領後40日以内と要領で定められておりますけれども、この40日とは最長の支払い期限でございます、実際の業者への支払いにつきましては、会計課のほうへ支払い調書が到着しまして、審査後速やかに処理を行っておりますということでございます。約、会計課のほうへ届いて7日から8日が大体の平均でございます、支払いまでの。以上でございます。

[8番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

支払いの請求が来て、1週間前後で支払っておりますよというような答弁だったと思うんですけども、入札が行われて、そして工事が行われる。その間、2カ月、3カ月、半年かかるかもしれません。もうその時点において1億円で入札が落ちていけばもう1億円払うことがわかり切っているんですね。その中の30%、もしくは何%か知りませんが、前金としてお支払いをして、30%とするなら、残りの70%、1億の仕事であれば7,000万が工事が終了後に払うんですよということはもうわかっているわけなんです。そこから値引きが始まるとかそういうことじゃないというふうに思っております。よほどのことがない限りそういうことがないであろうというふうに思っております。追加工事等々も行われれば入札のパーセンテージに従って金額がどの程度ということもわかるだろうと思っております。

1週間が長いか短いかということはそれぞれの経営の方たちの判断でございますけれども、私としては一分、一秒でも早く現金が見たいと、そしてそのお金をまた有効に使って事業展開をしたいというのが私の経営者の一人として思っております。そういうことも踏まえて一日も早く支払いのできるようなシステムをつくっていただけるようお願いをして次の質問に移ります。

**○副議長（瀬川治男君）**

要望ですね。

**○8番（鰐本規之君）**

はい。

今度、道の駅四季彩館等々の市が管理していた管理者がシダックスというのかな、民間企業にこの4月1日から移行されます。その中において、いろんな今までの言葉は悪いですけども、半分市の職員みたいな方たち、要するに親方日の丸的な思いの中で、また市のルールの中においていろんな形で十数年、二十数年という間やってこられました。

そういう人たちが即100%民間企業のシステムに変わるということになりますと、極端なことを言いますと、今、本巢市の市の職員が私の会社で働くというようなことになるわけです。市の職員の方たちともいろいろ語るにつけ、いろんなことで知るにつけ、この人たちが私の店に来て、即戦力として使えるかなと思うと、ちょっとクエスチョンマークが湧くわけなんです。また、即戦力として役に立つとなればそれこそ市の職員としてちょっとクエスチョンマークがつくということで、立場によって大きく異なっております。

その中で十数年、二十数年という中で、その中で培われてきた、教育をされてきた労働というものに対する考え方が相当違うであろうと思っております。たまたまシダックスの関係者とそのことについて雑談という形なんですけれども、いろいろ話をしたことがあります。やはり、私が思う心配していることをやっぱり思っております。同じ経営者、一般企業の経営者としての考えですので、よく話が合うんですね。ですから、どこがどういうふうの問題点があるかということもよく理解ができる。そういう中で、気楽なおしゃべりをしている中において、こういう問題点があるなということ、また市の条例等々において、これは非常に商売をしていく上において、足かせ、手かせになるなということも記載をされております。

この条例改正においては、また別のところで、委員会等々で議論すればいいかなという思いをしておりますけれども、今回はお願いをしたい、また聞いてみたいなのということは1企業においても労働者に対しての労働組合法というようなものがあって、労働者と雇用する会社の社長との間の中継役というのか、いろんな交渉役をする人が必要ではないかなという思いをしておるわけです。

というのは、今も何遍も申したように、10年、20年市の職員に準ずるような中で営業をしてきた、それが100%民間企業に移るということにおいては、考え方に相当ギャップが出てくる、当然そこで使われている100名近い、100以上、百何名いたかな、その人たちは全員雇用ということになっておりますので、その人たちがいろんな悩み等々があるかと思うんです。そういうものを聞いて、そのことを会社の社長さん、話をしてというパイプ役が必要じゃないかなという思いがしております。

市において、そういうパイプ役となる人を派遣することは考えておられるのかお伺いをいたします。

#### ○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

#### ○副市長（石川博紀君）

それでは御質問にお答えさせていただきます。

現在、道の駅織部の里もとす、NEO桜交流ランド施設内のふるさと体験工房の改修工事及びプロジェクトアドベンチャーの建設工事を行っておりますが、既に織部の里もとすの農産物販売棟及び土産物販売所につきましては、工事も完了しておりますので営業を始めておるところでございます。4月1日からのシダックスさんによる営業開始に向けて改修工事も順調に進捗しておるところでございます。

また、従業員の雇用につきましては、これまでシダックスさんにおいて、現従業員と個別に面談をし、意思疎通を図るとともに新体制での管理・運営方針に理解を深めてもらい、従業員の戸惑いや不安を最小限にできるよう対応をしていただいております。

御質問の民間事業者による業務形態が変わることによる従業員の戸惑いやとトラブルに対してのパイプ役となる人材が必要ではないかという御質問でございますが、シダックスさんにおきまして、現在の運営を引き継ぎながら徐々に見直しをしていきたいということでございますが、従業員が抱える戸惑いや不安に対応すること、また施設運営に対する市との調整が必要となることなどが考えられることから、市とシダックス社とのパイプ役として市職員OBを雇用していただけるよう調整をしておるところでございます。

また、今後につきましては、シダックス社におきまして市の産業経済課、シダックス社の本業営業所長、統括責任者及び各施設の責任者などによる施設運営委員会を設置し、毎月1回各施設の運営・維持管理などについて意見交換を実施する予定ということでございますので、市との連絡調整も図れるものというふうに考えております。よろしく申し上げます。

〔8番議員挙手〕



○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

調整役として市のOBを雇用してもらえないかというような話でございますけれども、私としては、四季彩館、多分この中で市議員のバッジをつけて四季彩館で泊まったことのある人はそう何人もいないであろうと思っておりますけれども、私はどういう関係か知りませんが、この四季彩館もよく泊まりに行きます。息子ともども泊まったり、愛する妻と一緒に泊まったりはするわけでございますけれども、その中において対応等々よそのホテルとの対応等々を見たときに、私はこういう男ですので言葉は悪いですが、もし私がこの経営者なら、おまはんらは全部首ですよと、こう言いたくなるような対応が多うございます。そういう中において、当然シダックスの関係者も私が感ずることと同じようなことをもし感ずるとすれば、これから大改革が始まっていくだろうと思う。けれども、その当時、今の四季彩館の経営方針また等々、また道の駅の経営方針等々を見たときに、私はそう思うけれども、市の対応としてはあれでよかったなというふうに思っておられるとすれば、やはり大きなギャップが出てくるだろうというふうに思っております。

今の答弁ですと、市のOBの方ということになっております。市のOBということになれば、市長が誰かを任命するであろうというふうに思っております。そのときにおいて、非常にそのことが理解できる人材を派遣していただかないと、かえって難しい問題になるかというふうに思っております。

きょうは市長さんに答弁を求めておりませんが、そういうことも含めて慎重に4月1日以後の問題、何億というお金を投資して、今までにまた何十億というお金を投資して市の財産としてやってきたものが、一般企業に委託することによってますます発展をしていただければ、これに増すことはないかと思っておりますけれども、道の駅にしても、ことしの9月ごろには大野町のほうの道の駅がオープンをします。うちも4月1日から新たな形でオープンをするわけなんです。大野町にしても、この本巢市にしても柿の販売というものが最大の営業利益になるだろうという思いをしております。

大野町の宇佐美町長とお話をしたときも、そういうようなことを言っております。本巢市の柿を市民の方に、また遠くの方たちに一つでも多く買ってもらうためには、それなりの努力が必要だろうと思っております。そういうことも含めて、ますますの発展ができることを、またはそのことに対して市として、また議員として応援できることがあればいいなというふうに思っております。

そういうことで要望という形で出してもらえないかということになれば、それで結構だなという思いをしておりますので、私の一般質問はこれにて終わります。

また、皆さんにおかれましては、私のようなものが一般質問するにおいて部長さん各位におかれましては親切丁寧にご答えていただきました。今期でまた退職される部長各位におかれましては、本当に心より敬意を表するものであります。どうも御苦労さまでございました。

議長、私、ちょっと所用がありますので、このままちょっと御無礼をいたしますので、よろしく

お願いいたします。

○副議長（瀬川治男君）

暫時休憩いたします。

午前9時36分 休憩

午前9時37分 再開

○副議長（瀬川治男君）

再開します。

ただいま議長が所用により退場されました。

地方自治法第106条第1項の規定により、引き続き私が議長の職務を行います。

出席議員数は14名であり、定足数に達しております。

続きまして、11番 道下和茂君の発言を許します。

○11番（道下和茂君）

皆さん、おはようございます。

ことしの冬は本当に寒さが厳しかったと私は感じておりますが、それでも梅の花も咲き、またけさニュースでやっておりましたが、もう近日中には鹿児島の方では桜が開花宣言をされるというようなこと。また卒業の季節となり、季節の訪れというものが本当に肌で感じるころとなっております。

通告に従いまして、2項目について質問をさせていただきます。

その前に、私が質問する中での山林と森林とはどういうものかということだけ一つ頭の中に入れておいていただきたいと思っております。

山林とは、山があり木の密生が見られれば、包括的には山林と呼ばれております。その中には、森や林、原野もあります。また、森林とは、樹木が密生していればそこが森林です。山地か平地か、また自然林か人工林かと、その関係はございません。そういう山林と森林の表現の区分となっておりますので、私の質問もそのことを踏まえてお聞き願えれば幸いです。

淡墨公園の一角に明治24年発生した濃尾震災の復興植樹に私財をなげうち奔走されました静岡県浜松市出身の金原明善翁の偉大な遺徳をしのんで顕彰する石碑があります。翁は震災の後、10年以上にわたる植樹運動によって杉とヒノキの根尾地域にも森林が生まれ、治山治水による災害防止や減災に大きな役割を果たしてまいりました。

震災で家や家財を失い、生きるすべがなく途方に暮れる村人に、労賃が得られる植樹作業の推進で支えられ、それから時が過ぎ、昭和14年ごろにはその大きく育った杉やヒノキは林業収入として地域の人たちの生活を支えてまいりました。

また、このころの林業が盛んなころは、林業が産業として成り立っていたころ、明治14年ごろから昭和35年ごろまでには根尾地域にも人口が5,000人から6,000人で推移をしてきました。翁が率先してなされた杉やヒノキは戦中の必要物資や戦後の復興利用材の増大等で大規模な森林伐採が行わ

れ、またまきや炭からプロパン、石油などが普及し、燃料革命が進み、雑木林の価値が低下し、里山や奥山の雑木林が伐採され、杉、ヒノキなどの植樹は大規模に植林される、いわゆる国策による拡大造林施策が行われ、そのころ預金するなら山に木を植えよとまで私は言われてまいりました。

国策の拡大造林により日本の国土の3分の2が森林となり、24年の統計情報によりますと、岐阜県の森林面積は86万1,636ヘクタールで、高知県に次ぎ第2位となっており、またその中で人工林の占める割合が45%と全国21番目となっております。そうした森林が今では全国で多くの伐採時期を迎えながら木材の自由化などとともに、木材の価値の低迷などから利用されず、産業として成り立たなくなり、地域の活力が低下し、若者は雇用を求め、都市部へ流出するようになり、その結果が後継者不足、過疎化、山林放棄などの負のスパイラルから荒廃が急速に進んでおる状況でございます。

国では、山林の多面的機能の見直しや地球温暖化対策の一環として市町村の森林整備を支援するため2024年から森林環境税の導入が予定されております。森林面積に応じ身近な市町村に重点配分される仕組みでございます。既に31年度から地方贈与税による事業も行われるようでございます。

県においても、新年度からハローワーク機能を備えた森のジョブステーションぎふを開設し、人材確保に向け、林業の魅力を広くPRし、就業相談から技術の習得まで、また定着までを一貫して支援されるなど森林整備や林業再生の整備づくりを進められ、今以上に市町村の主体性が求められると考えております。

そうしたことを踏まえ、市の森林・林業再生について6点を順次お尋ねいたします。

まず1番目に、間伐を8から10年程度の間隔で繰り返し行うことで、森の健全性を保ち、良質な木材が得られるようになります。所有者の意識や理解の問題もありますが、さまざまな要因で山林の境界確定や不在所有者の確定の難しさなどから人工林の中でもまだ一度も間伐が実施されていない未整備林も近年増加傾向でございます。

現在の情景では、そうしたことによりまして森林の荒廃がますます進んでおる状況でございます。広域的機能の維持が危惧されており、今回導入される国の環境税による施策の活用が本当に重要となってまいります。

そこで①の市の森林面積3万2,294ヘクタールのうち、森林法第10条による森林整備面積と間伐が必要な30から60年生の面積や60年生を超える面積はどれぐらいとなっておりますか、林政部長に、また森林整備計画では広葉樹林の管理活用の課題はどのようになっていますか、林政部長にお伺いをいたします。

**○副議長（瀬川治男君）**

ただいまの質問についての答弁を、林政部長に求めます。

林政部長 蜂矢嘉徳君。

**○林政部長兼根尾総合支所長（蜂矢嘉徳君）**

それでは森林整備計画面積から順にお答えさせていただきます。

本巣市森林整備計画面積は2万7,446ヘクタールで、森林全体の約85%を占めております。間伐

の必要な30年生から60年生の人工林面積は7,217ヘクタールで、60年生を超える森林の面積は2,030ヘクタールとなっております。

また、森林整備計画での広葉樹林の管理活用の課題につきましては、今年度から県が第3期岐阜県森林づくり基本計画を作成し、本計画のテーマである100年先の森林づくりにより県内の森林に対し、配置計画案が示されました。その案によりますと、市内の森林を環境保全林と木材生産林とに区分しており、木材生産林については、枝打ち、除間伐などの森林整備を行い、主伐後は天然更新または植栽より更新を図るとなっております。

また、環境保全林に区分されました針葉樹の人工林では、広葉樹導入により針広混交林化や広葉樹林化を図るとなっております。

しかしながら、県が目指す環境保全林の広葉樹林化を行うにも森林所有者の意向とは合致しておらず、現状では補助金などの財源措置もないため課題となっております。

[11番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

1につきまして再質問をさせていただきます。

県の100年先の森林づくりの計画では、木材生産林と環境保全林に区分されると今御答弁がありました。

課題となる混合樹林化につきましては、環境保全林では財源措置がないが、県の環境税では財源措置が見込めるのか、また木材生産林におきましては、通常の補助措置で枝打ち、間伐や主伐後に天然更新、または植林による更新を図るといってございしますが、県の環境税では財源措置が見込めないのか、以上についてお尋ねをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

林政部長 蜂矢嘉徳君。

○林政部長兼根尾総合支所長（蜂矢嘉徳君）

100年先の森林づくりの計画では、木材生産林と環境保全林区分による財源措置について御説明申し上げます。

環境保全林につきましては、木材生産林の補助を優先するため、搬出間伐の補助がつきにくくなっておりますが、環境税による切り捨て間伐は環境保全林しかできません。

また、木材生産林につきましては、搬出間伐の補助は優先的につきますが、環境税による森林整備ができなくなっております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

ぜひとも国の環境税と導入におきましては、所有者に魅力があり事業化としても使いやすい森林整備計画をしていただきたいと考えております。

次に進みます。

材貨が低迷する中でも、森林所有者への利益還元を行うためには、集約化を先行し、効率化を行い、現場での作業効率を上げることが必要と考えます。

そこで②の集約化でネックとなるのはどのようなことがありますか、林政部長にお伺いします。

**○副議長（瀬川治男君）**

ただいまの質問についての答弁を、林政部長に求めます。

林政部長 蜂矢嘉徳君。

**○林政部長兼根尾総合支所長（蜂矢嘉徳君）**

集約化でネックとなりますのはどのようなことかということについての御質問にお答えいたします。

施業の集約化を行う上で問題となりますのは、地籍調査が行われたところ、旧の本巢町の大半と根尾宇津志地区などでございます。そこについては、所有者や境界が明確となっております。それ以外の地域、旧根尾村の大半は、山林の資産価値がないことなどから相続登記等が行われていなく、所有者の特定ができないところや、境界未定のところが数多くあり、森林整備の集約化が困難となっております。

また、所有者が山に関心がなく、森林施業に理解のない方も見えて、承諾がとりにくいことも課題となっております。以上です。

〔11番議員挙手〕

**○副議長（瀬川治男君）**

道下和茂君。

**○11番（道下和茂君）**

2につきまして再質問をさせていただきます。

現在、本市では、先ほど申しましたように、森林所有者に少しでも利益還元ができるようにとか、また森林、山林所有者に少しでも負担のかからないようにということで負担軽減を図るために間伐材搬出と作業道支援の上乗せ措置がございます。

こうした有利な措置制度が有効に活用されていないのか、本来なら森林所有者の経済的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産の増進を図るのが本来の森林組合の目的であり、主体的に森林整備に取り組みされることが望まれております。

そうした中で、本巢森林組合では、そうした有利な、今言いました間伐材搬出また作業道支援の上乗せ措置のそういった事業を多く活用されておられるのかお尋ねをいたします。

**○副議長（瀬川治男君）**

林政部長 蜂矢嘉徳君。

**○林政部長兼根尾総合支所長（蜂矢嘉徳君）**

ただいま申されましたように市では間伐材搬出に当たりまして、立米当たり2,000円の補助と作業道をつくった場合の作業道支援として国県の補助を80%に対して15%の市の補助を加算補助を行っております。事業体が有効に使っておるところでございます。

森林組合による活用実績でございますが、前年度と今年度は間伐材の搬出、作業道支援ともに若干ではありますが活用しております。

事業体の経営計画についてお答えします。

まず、根尾開発ですが、今年度が経営計画最終年度であり、来年度1年かけ次期経営計画について検討することであり、来年度中に方針が決まる予定となっております。

森林組合につきましては、新規の計画を検討中というところでございます。

日興造林につきましては、今のところ計画はございません。以上です。

[11番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

今の森林組合の活用実績というのは、大体、割合で結構ですが、予算のどのぐらいになっておりますか。

○副議長（瀬川治男君）

林政部長 蜂矢嘉徳君。

○林政部長兼根尾総合支所長（蜂矢嘉徳君）

今年度まだ29年度途中ではございますが、今年度森林組合の今年度予算に対する割合は約20%でございます。

[11番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

それでは次に進みます。

市長と結ぶ協定に基づき地域活動を森林所有者、森林組合、事業体などが対象に小規模で分散している森林を取りまとめ、施業の集約化による効率的な林業生産活動を進めていくため、所有者や境界の確認、各種調査や間伐実施の同意書の取りつけなどの活動を支援する、いわゆる森林整備地域活動支援交付金の活用は行政や事業体では余り取り組まれていないような感じがいたしますが、そこで③の境界確定や不在所有者対策はどのように進めているかお伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、林政部長に求めます。

林政部長 蜂矢嘉徳君。

○林政部長兼根尾総合支所長（蜂矢嘉徳君）

現状の境界確認等は林野庁が平成19年度より提案型による集約化施業を進めておりまして、事業者が森林所有者に積極的に森林施業の実施を働きかけ、集約化による事業規模の拡大と安定した事業量の確保を図ることを目的に事業者が推進しております。

そのため、事業者が近隣住民からの聞き取りや登記簿、公図、森林簿などに基づき所有者を探して事業を進めております。

[11番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

③につきまして再質問を行います。

ただいま御答弁賜りましたが、所有者や不明確な境界が存在し、地域活動支援交付金措置があるにもかかわらず活用されてきていないような気がするかと私申しました。

31年3月までに林地台帳の整備が森林法で決められていますが、地籍調査未実施や境界確認立ち会いが不在地主、高齢化、関心度の低さなどの諸要因などがある状況では、境界確定の手法が、これは法的に改正をされることがなければ、林地台帳の整備が進み、効率的な集約化が持てるようになりますかお聞きをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

林政部長 蜂矢嘉徳君。

○林政部長兼根尾総合支所長（蜂矢嘉徳君）

林地台帳の効果について御説明させていただきます。

所有者や境界が不明確な森林がふえ、加えて山村地域における人口減少、高齢化により今後所有者や境界が不明確な森林がさらにふえるおそれがあります。このため、市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地所有者等の情報を林地台帳として整備、公表することにより林業事業者が台帳情報を利用して効率的な施業集約化を図ることを目的として林地台帳が整備されます。

しかし、林野庁もこの制度により、すぐに効果が出るとは考えておらず、情報の一部を公表し、所有者の関心を高め、記載内容の修正、正確化を促進することと、できるところから所有者、境界の明確化を進め、林地台帳の制度を徐々に高めていく方針のようでございます。

この台帳整備により、直ちに境界が確定するものではございませんが、所有者情報のワンストップ化ができ、林業事業者の作業効率の向上が図れると考えております。

[11番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

次に、間伐材搬出促進モデル事業や作業道支援事業で国県事業の上乗せ措置は本巢市独自で所有者や事業者に行われる私は大変意義ある制度であり、これによりまして、どんどん本来なら山の整

備が行われて当然かと思いますが、にもかかわらず、その中で一筆の不明確な特定ができずその占用計画団地化が進まないという状況かと思いますが、また森林情報の作業の基本で林地台帳の整備においても、森林情報の収集の段階で所有者の高齢化や不在地域所有者の増加などによる所有する形態、境界確定が難しく団地化承諾に大きな時間と労力が費やされることは現状と私は余り変わらないのではないのかなど。この林地台帳を制度にするにいたしましても、そうしたことがネックとなって一筆が確定しないがためにほかのところも確定していかないというようなことがこれからどんどん起きてまいりますと考えております。

まず、こういった問題を今まで私が質問してきた全部関連があるんですが、この問題を解消するための集約化推進協議会などを設け、行政、事業体が一体となって団地化すべき森林情報を効率的に集約し、それをもとに作業計画を立て、確実な整備推進を図る必要を考えております。

そこで協議会などと市で覚書などを締結した場合は、税台帳の個人情報開示は可能か、総務部長にお尋ねをいたします。

**○副議長（瀬川治男君）**

ただいまの質問についての答弁を、担総務部長と林政部長に求めます。

最初に、総務部長 畑中和徳君。

**○総務部長（畑中和徳君）**

市で持っております税情報の個人情報を開示できるかという御質問でございますが、個人情報の開示につきましては、本市の個人情報保護条例におきまして、何人も実施機関に対し、行政文書に記録されている自己の個人情報の開示の請求をすることができる」と規定しており、本人及びその法定代理人に限り開示をしております。

また、同条第7条では、目的外利用及び外部提供の制限といたしまして、個人情報を事務の目的以外に実施機関の内部において利用し、または実施機関以外の者に提供してはならないというふうにも規定されております。

ただし、例外措置といたしまして、6項目ほどございますけれども、そのうち、当該実施機関または提供を受ける者の事務の執行に必要があって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき、及び公益上の必要その他相当な理由がある場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときにおきましては、行政内部で利用できるということを規定しております。

この例外措置によりまして、行政内部の利用者、今回の場合でいきますと、林政課のほうから同条例施行規則に基づきます個人情報目的外利用等届出書が税務課のほうに提出された場合には、提供することは可能であると考えております。

なおこの例外規定に該当するかどうかの判断が難しい場合におきましては、本市の情報公開・個人情報保護審査会において調査審議及び意見を求め、この内部利用の是非を決定することとしております。以上でございます。

[11番議員挙手]



○副議長（瀬川治男君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

ただいま総務部長には情報公開ができるかということをお聞きいたしました。

次に、登記情報だけでは私は相続されていなければ所有者の特定に困難を要し、時間的にも大きなロスが生じ、計画そのものに支障が出てきます。

②の御答弁で部長は山林の資産価値がないことなどから、相続登記など行われなく、所有者の特定がネックとなっているという御答弁がございました。確かにそのとおりでございます。登記はされていなくとも、また保安林などの税控除があっても、その地番に関しては税台帳には記入がございます。情報開示により施業計画や林地台帳整備の効率化や森林整備を進めていく考えの中からそうした考えから総務部長は手順を踏めば可能だということでございますので、④の集約化を推進する協議会づくりは可能か林政部長にお尋ねします。

○副議長（瀬川治男君）

林政部長 蜂矢嘉徳君。

○林政部長兼根尾総合支所長（蜂矢嘉徳君）

集約化を推進する協議会を設ける考えについてお答えさせていただきます。

先ほど総務部長の説明にありました個人情報の開示につきましては、行政内部での利用が可能な旨の説明がございましたので、議員御提案の集約化を推進する協議会を先進地の事例を調べつつ、本市が主催で岐阜県、岐阜森林管理署、岐阜県森林公社、林業事業体で構成する本巣市森林整備推進会議を活用し、林業事業体等で構成する部会を設置し、施業の集約化を進めることは可能と考えております。以上です。

[11番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

ぜひともよろしく願います。

次に⑤の質問をさせていただきます。

岐阜県では2012年度から清流の国ぎふ森林・環境税を導入されていますが、⑤の県の森林環境税による本市のこれまでの事業実施箇所と事業の金額は税との比較でどれぐらいあるのか、また県内全体と比較した割合はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、林政部長に求めます。

林政部長 蜂矢嘉徳君。

○林政部長兼根尾総合支所長（蜂矢嘉徳君）

県の森林環境税で本市の事業実施箇所と金額はと、県内全体を比較した割合はどの御質問にお答

えいたします。

平成28年度の本市の主な事業としましては、環境保全林整備事業を根尾上大須の市有林や日当地域等で実施しました。里山林整備事業では、うすずみの森展望台周辺の整備と根尾越卒・中・神所地域の森林整備、南部の農地ではスクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）の駆除、子どもセンター、子育て支援センターでは木製品とおもちゃ購入等を行っております。

森林整備の金額につきましては、本市の平成27年度実績によりますと、総事業料4,035万7,169円に対し、森林・環境税額は2,658万2,758円でございます。これは市内の事業者が行った森林整備によるものでございます。

県内の森林整備事業と比較しますと、県内では本市を含め29の市町村が環境税による森林整備を行っておりまして、県内の環境税全体の4億4,908万6,933円に対し、本市は5.9%の割合を占めております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

次に進みます。

森林整備においては、現在の林業、山村の疲弊により自然的、社会的条件が不利であることにより所有者などによる自発的整備が見込めない状況となっております。その状況はこれからますます進んでまいるのではないかと考えております。

価値のない山を放棄するため、寄附を望む所有者もこれから増加するのではないかと、またそうした場合の公的管理の強化や市町村から所有者への間伐の取り組み要請などの強化、所有者の権利行使を一定の要件のもとで所有者負担を軽減した形で市町村から整備などを実施する。市町村がみずから整備などを実施する。間伐を行う必要性から森林制度をもっと拡充し、所有者不明の場合でも市町村が間伐を代行するなど、国の森林環境税の導入に当たり施策の案に基づき、また意見も聴取されると聞いておりますが、本市でも森林環境税導入に当たり、さまざまな事業展開が必要となつてまいります。その場合、どのように対応されていくのか、また市の出資が5割近くもあり、独立した組合とはいうものの本来の事業の中心的な立場の森林組合の活動もいまひとつはっきりされていないような感を受けます。

そうした中で、森林整備の主体が市町村に求められるなど、多岐にわたる国県の施策や補助事業など専門的知識を有する人材も必要となり、所管部署の充実も必要と考えます。そこで、国の森林環境税導入に向けまして、森林・林業の再生の考えや体制づくりを市長にお尋ねをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは森林整備のうちの森林環境税の導入に当たりまして、これからは市町村の責任が大きくなっていくということでその体制づくりをどう考えていくかということについてのお答えを申し上げます。

国の森林環境税は、温室効果ガス削減、または災害防止を図るため、平成31年度から国民皆で森林を支える仕組みということで、市町村が行います間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備、及びその促進など対しまして平成31年度から前倒しで森林環境贈与税特別会計におきます借入金で事業を行うということになっておりまして、平成36年度からは国版の本格的に森林環境税の本格導入となって個人住民税の均等割の枠組みを活用した年額1,000円が徴収されると、東日本大震災のこうした特別の負担が終わった後に、この森林環境税が行われるということになっております。

本巢市は森林面積が市全体の86%ございます。森林資源が大変豊富な自治体でございます。しかし、先ほど来、議論の中でも出ておりますように、本巢市の林業、所有者の経営意欲の低下、また所有者の不明、境界の未確定というようなことで森林の増加や担い手の不足によりまして、森林整備が進みがたくなっています。そこで市といたしましては、この森林環境税事業の導入が平成31年度から始まるということに合わせまして、市町村の体制整備が重要になっていくという認識はいたしております。

そういったことから、私どもこれから林業知識の豊富な人材の確保、育成ということをしっかりやっていかなきゃいけないなというふうに思っております。そういう中で、先ほど来、お話がございましたように、森林組合等々にもこれから担い手の一翼をこれからも引き続き担っていくということは大変重要な組織でもございますので、これからもしっかりとした人材の確保、そして林業のできる人材を育成するということを一生懸命取り組んでいただきたいと思いますし、我々もそのための支援をしていかなきゃならないというふうに思っております。

それと同時に、私どもの市におきましても、森林共生を進める上でのしっかりとした体制づくりというのが必要であると思っております。今までは市の職員で今まで林業に関連した仕事をしたことのある者を中心にその森林行政のところに携わらせてきましたけれども、なかなか専門知識を持った方々がだんだん退職して、また山に対する仕事も事業のほうも年々減ってきておりまして、そういったことから、事業が今ちょっと職員の配置なども停滞しているということもあります。

そこで、この4月からこれではいけないということで、県との人事交流をしっかりして、やっぱり人材確保をやると同時に、人材の育成をしっかりやっていこうということで、県から今度新しく人を迎えまして、林政部を充実強化していくというふうにいたしたいと思っております。

こうすることによって、林業を市の行政の中でもしっかりと捉えて、これからも森林環境税の導入を迎えるに当たって、しっかりと対応ができる組織づくりをしていきたいというふうに考えております。今後ともそれによって人材なども充実強化をしていきたいというふうに思っております。

また、山のほうの森林施業の再生の考え方ということでございますけれども、こちらのほうはこれから森林環境税等々いただくということもあわせまして、これからは県の推進しております100

年先の森林づくりの方針に基づきまして、木材生産に適した森林につきましては活用するための路網づくり、こういったものをしっかりとやっていきたいなと思いますし、またいろいろ御議論がありまして、なかなか難しいんですけれども、いわゆる環境保全林として残していくような山もあるわけでございます。これからもこうした水源林として残す森林につきましては、所有者の理解をいただきながら、環境保全林としていく、残して活動していく施策というのを進めていきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、こうした木材生産、いわゆる活用するために、森林の整備とそれから環境保全林というのの2つをしっかりとやっていくためには、これからも意欲と能力のある林業経営者、また林業事業者と協力しなから進めてまいりたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、森林組合、それから林業の経営者、そういった方々とまた林業事業者等々と一緒になってこれから森林環境税の導入に当たってのこの山を守る、そして森を守っていく、そしてまた活用していく、そういう施策をこれからも一緒になって取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔11番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

大変長いこと質問をいたしました。1点目の森林整備についてはこれで終わります、次に進めさせていただきます。

2つ目の市民協働サポートセンターにつきまして、お尋ねをいたします。

市民協働によるまちづくりを推進するために、今の本巢市に何が必要であるかを本巢市民協働まちづくり委員会で協議検討がされ、28年度に提言書が出されました。その内容などを踏まえながら30年度予算で整備運営事業が動き出します。協働によるまちづくりを進め、地域課題を解決していくことは大変重要なことでございます。そうした仕組みや活動はこれからのまちづくりには大切なことと考えお聞きをいたします。

社会的な課題や市民ニーズが多様化、複雑化する中、市民が主体となった市民の市民活動が形成され、社会貢献活動が地域課題に対しての取り組みが求められております。日本一住みよい本巢市、元気なまち本巢市を目指した11項目の施策や拡充強化の一つの市民協働推進では運営体制はどのようになりますか、企画部長にお尋ねします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それではお答えをさせていただきます。

新年度設置を予定いたしております市民協働サポートセンターにつきましては、市民活動に携わ

る方々で構成をいたします市民協働まちづくり推進委員会から、平成28年度に御提言をいただき、引き続き委員会におきまして、その設置及び運営方法等につきまして協議検討を進めていただいているところでございます。

その運営体制につきましては、当初は公設公営方式でスタートし、軌道に乗った時点で民営に切りかえる手法を検討しておりましたが、委員会の中では行政が担うとかがた苦しくなるという御意見でありますとか、また市民活動を心から楽しむことができる人材が運営すべきである、こういった御意見がございましたことから、委員会といたしまして、市民活動団体に運営していただくことが望ましいという結論に至ったところでございます。

そうした経緯によりまして、市民活動に携わる方々による整備運営によりまして、この事業を展開してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

①の再質問をします。

活動する人たちの中にメリット・デメリットに社会的信用が向上するとか、またはデメリットでは事務量がふえた分は制限されるなどといったようなことが考えられるが、協働のメリット・デメリットとして、市民側、行政側にどのようなことが考えられますかお尋ねします。

○副議長（瀬川治男君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

この市民協働のメリット・デメリット、先ほど議員が申されましたことと若干重複するかも知れませんが、市民協働における市民側、それから行政側のそれぞれのメリットでございますけれども、まずメリットといたしましては、市民側からはこれまで行政では手の届かなかったきめ細やかなサービスを市民活動を通じて受けることができること、それと市民同士において解決する市民同士のつながりが生まれ、まちづくりにつながっていくことであります。

また、行政側のメリットといたしましては、行政では手の届かなかったサービスが市民活動により提供されることは市民の福祉向上につながるものであり、そういったことが想定されるメリットであるというふうに考えております。

またデメリットといたしまして、一般的にこの市民協働の上で言われておりますのは、市民側から言いますと、行政と協働により事業を行うことによりまして活動に制限を受けるとか、事務量がふえる、また団体の自主性が鈍る、こういったことが上げられております。

また、行政側から見たデメリットといたしましては、協働事業を進めるには合意を得る、図る必要があることから、書類作成でありますとか、そういったことによって多くの時間を費やすこと、

こういったことが想定されておるデメリットであるというふうに言われております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

次に進みます。

課題解決のために、自発的、積極的な活動を行う市民の意識は本市にも多くあるのではと考えております。そうした市民団体と市民や団体と市が協働で課題解決に取り組むこともこれからはふえていきます。

一方で、協働の取り組みは決まった形がなく、何から始めていけばよいのか、どうやったらよいのかということがわからず、協働になかなか踏み出せないでいる実態もあるようでございます。

さまざまな分野の協働事業を取り上げるとともに、内容や実施の経緯、役割分担、事業の進め方などにつきまして、具体的に示すことで市民や市民団体と行政が協働事業の進め方について具体的なイメージが持てるようになるのではと考えます。

そこで、市民協働サポートセンターに求められる機能はどのようなことを考えていますか、お尋ねします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは2点目の質問にお答えをさせていただきます。

市民協働サポートセンターに求められる機能につきましては、市民協働まちづくり推進委員会の提言書、この中では地域課題に取り組む市民活動をサポートするために、市民活動団体同士の交流促進やボランティア情報などの収集、発信に加えまして、市民活動の担い手の発掘やリーダーの育成などの機能が求められております。

しかしながら、本市における市民協働の認知度は、まだまだ低く、新年度に整備をいたします市民協働サポートセンターにつきましては、当面より多くの市民の方々に市民協働によるまちづくりを考えていただく場といたしまして、市民活動団体同士のネットワークづくりでありますとか、情報交換の場として当面活用をしまいたいというふうに考えております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

再質問をと思いますが、時間も迫ってきておりますので、次に進みます。

1点目での内容とダブるかと思いますが、市民協働サポートセンターの運営で事業推進の核となるものや団体は本当に重要な立ち位置であると考えております。公募での方法もあるが、就任してほしい人に公募での選考という、いわゆる落選のリスクを課さねばならず、応募者が減る懸念もあるのではと。

また、そもそも人材を広く公募できるのは、その組織に核となる体制が確立している場合であり、今回のように創設時期に公募で選考することは私は拙速ではないかと考えておりますが、運営方式には公設公営、公設民営方式が確かにあります。実施主体を市民活動助成金の市提示事業協働実施コースの活用により公募があった中で運営委託されるようですが、現在社会福祉協議会がボランティアセンターを開設し活動もされております。そうした人材は知識や運営ノウハウも豊富に、私は有しておると考えております。

市民協働まちづくり推進委員会でも軌道に乗るまでは、市民行政、社協が連携した公設公営が望ましいと答弁されておりましたが、運営主体を公募にした理由につきまして再度お尋ねをいたします。

**○副議長（瀬川治男君）**

ただいまの質問についての答弁を、企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

**○企画部長（大野一彦君）**

それでは3点目の御質問にお答えをさせていただきます。

1つ目の御質問でお答えをさせていただきましたが、この市民協働サポートセンターは、このまちづくり推進委員会の協議の中におきましては、当初公設公営方式でスタートし、軌道に乗った時点で民営に切りかえる、こういった手法で御提言をいただいた中で検討しておりましたが、引き続き検討していく中で、この委員会におきまして協議検討いただいた結果、市民協働をより進めるためには同じ市民活動を行う団体が市民協働を推進する立場でサポートセンターの運営主体となることが最善であると、こういった考えから運営主体を公募するというところにいたしましたところでございます。

なお、この市民協働サポートセンターの整備運営事業につきましては、議員が申されましたように市民活動助成金の市提示事業協働実施コースにより運営主体を公募し、決定をしておりますが、この運営主体の決定に際しましても、まちづくり推進委員会がしっかりとこの選定に当たって御意見をお聞きして、市といたしましても運営主体を決定してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[11番議員挙手]

**○副議長（瀬川治男君）**

道下和茂君。

**○11番（道下和茂君）**

わかりました。

推進委員会と協議しながら、これから選考等も進めていきたいということで結構でございますが、

いずれにしても、これから創設することでございます。また、集約の目標は協働することで、市民主体のまちづくり、また住民自身の意識の高揚を目標に二者目線だけではなくて、受益者となる第三者もいることを忘れずに、将来的に大きな効果をもたらすという意識を行政側も持ち、推進されることを期待し、本日の御答弁の内容も含めまして、これから私も注視してまいりたいと思っておりますので、私の質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○副議長（瀬川治男君）

ここで暫時休憩とします。10時50分から再開します。

午前10時31分 休憩

---

午前10時50分 再開

○副議長（瀬川治男君）

再開をいたします。

続きまして、13番 若原敏郎君の発言を許します。

○13番（若原敏郎君）

昨日も健康長寿の話が少し出ておりました。

厚生労働省は先日、介護などの必要がなく、日常生活を支障なく過ごせる期間を示す健康長寿の2016年の推計値を発表しました。男性は72.14歳、女性は74.79歳で、3年前の前回の調査より男性は0.95歳、女性は0.58歳延びていたとのことです。

都道府県別のベスト3は、男性は山梨県、次に埼玉県、愛知県、女性は愛知県、三重県、山梨県でした。何とその上位に続く県は岐阜県であります。男性が72.89歳で4位、女性が75.65歳で7位です。

健康長寿の秘訣は食事と人とのかかわり、また運動、前向きな精神を心がけると健康長寿ができるそうです。メタボの私が言っても説得力ありませんが、市の健診事業を通してでも、市民に健康長寿をしてもらうように、意識の高揚を図っていただきたいなあとこんなことを考えております。

それでは、議長の許可を得ておりますので、質問に入らせていただきます。

まず1番目としまして、水道事業の経営状況について質問をさせていただきます。

平成27年の3月定例会で、私は水道の施設や管路に関して、地震などの自然災害などの非常事態時には基幹的な水道施設の安全性の確保や重要施設への給水の確保、さらに被災した場合でも速やかに復旧できる体制の確保などが必要とされていると考え、水道施設の耐震化や災害時の対応についての質問をいたしました。

今回は、公営企業の中で特に普及率が高いからこそ市民生活にとって重要である水道事業の経営状況について、再度質問をしたいと思っております。

言うまでもなく水道は、電気、ガスと並んで欠かせないライフラインであります。同じサービスですが、電気、ガスは民間の会社が運営主体であるのに対し、水道が唯一違うのは、水道事業は水道法に規定されているとおり、経営主体は原則として市町村が経営するものとされている点です。



1年中、昼夜を問わず、蛇口をひねれば水が出ます。しかもそのまま飲んでも差し支えない安心・安全な水であります。世界的に見ても、水道水をそのまま飲むことができる安全・安心な水が供給されている国は少なく、安全な飲み水が確保できない国や地域が多くあります。その恵まれた水の環境、水道のシステムですが、これを維持していくためには、それなりの維持コストがかかるのが当然であります。そのコストが我々の負担している水道料金となっております。維持コストの中には、いつでも安全・安心な水を供給するための経費、また自然災害等の非常事態においても給水確保をするための備えの経費も必要となってきます。

こういったさまざまな事態に対応しながら、この水道事業は市が経営する公営企業、原則独立採算での経営が求められているところでもあります。こうしたことから、本巢市の水道事業の経営状況についてをお尋ねしたいと思います。

1番目としまして市のホームページを見ますと、水道事業の経営比較分析表の平成27年度のもものが上水道と簡易水道に公表されています。分析欄のコメントには、公営企業として独立採算が原則であるが、一般会計補助金により維持経費の一部が賄われている状況で、今後は経営基盤の強化と効率的な事業運営が必要とあります。水道事業の維持管理費の一部に一般会計から補助金が充てられているということで、税の公平さの観点からは普及率が高いので、下水道事業ほどではないですが、それでも公営企業本来の経営の姿ではありません。

この経営比較分析表から読み取れる水道事業の経営課題をお尋ねしたいと思います。

#### ○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 三浦剛君。

#### ○上下水道部長（三浦 剛君）

それでは、水道事業の経営状況についての1つ目の御質問であります水道事業の経営課題について、お答えをさせていただきます。

平成27年度の経営比較分析表を見ますと、水道普及率は92.6%と高い水準に達しておりまして、拡張の時代から維持・管理の時代へと移りつつあると言えます。

しかしながら、料金回収率は旧上水区域で73.57%、旧簡水区域では12.5%と低く、水道料金の収入だけでは給水経費などを賄い切れない状況にあります。

また管路の経年化率、これは法定対応年数を越えた管路延長の割合でございまして、管路の老朽化の度合いを示すものでございますが、経年化率については類似団体に比べて低く、積極的に管路の更新を進めてきた結果ではございますが、更新需要はまだ多く、耐震化への投資に多くの資金を必要とする状況でございます。

一方、企業債残高対給水収益の比率を見ますと、旧上水区域については、管路の耐震化を積極的に行ってきたこと、また旧簡水区域については、小規模な簡易水道を統合、整備してきたことで、企業債を主な財源として事業を進めてきたことによりまして、給水収益に対する企業債残高の割合は類似団体より高い水準となっております。

全国的な状況と同様、本市においても少子・高齢化に伴う人口減少や節水意識の高揚、節水型家電製品の普及などによりまして、使用水量は減少傾向となっていることから、給水収益の大幅な増加は見込めない状況でありまして、限られた財源で設備や管路の更新、耐震化を進めていくことが大きな課題であると考えております。

[13番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

2番目に行きます。

経営課題を聞きますと、料金収入は頭打ちであるが、しかし施設の更新が先送りすればリスクが高くなるわけで、当然必要なものとなってきております。この将来の経営状況はなかなか厳しいものとお聞きいたしました。これらの課題解決に向けた方策はあるのでしょうか。それについてお尋ねをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、上下水道部長に求めます。

上下水道部長 三浦剛君。

○上下水道部長（三浦 剛君）

それでは、ただいまの御質問の課題解決に向けた対策についてお答えさせていただきます。

先ほども御答弁申し上げましたように、水道の普及率が一定水準に達しており、施設の整備は更新、改良などが中心となっている状況の中、将来を見据えた方針が重要であり、水道事業を安定的に維持していくための計画が必要となってまいります。

厚生労働省におきましては、水道を取り巻く環境の大きな変化が生じていることを受けまして、従来の水道ビジョンを全面的に見直し、新水道ビジョンを策定しております。

この新水道ビジョンでは、水道サービスの持続性の確保、安全な水の保障、危機管理への対応の徹底の観点から、現状や課題を整理し、重点的な実現方策を示しており、これを受けまして本市におきましても、水道事業の課題を明確にすると同時に、市の水道事業の将来像と目標を設定し、それに向けた実現方策などを内容としました本県市水道ビジョンの策定を進めているところでございます。

また水道ビジョンの実現に向けまして、施設、設備や老朽管などの更新時期及び優先順位などの投資計画と、それらを実現するための適正料金の見直しなど、財政計画も含めた経営上の事業計画であります経営戦略も同時に策定しており、これらを将来に向けての持続的な安定経営を維持していくための中・長期的な経営の基本計画として、位置づけていきたいと考えております。

[13番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

今、将来に向けての計画を進めているという話をお聞きしました。本巢市の水道ビジョンというのを進めているということで、それを実現するために経営戦略も立てて進めているということですが、その経営戦略とは具体的に言えばどのようなことなのか、もし答えられるならお願いしたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

上下水道部長 三浦剛君。

○上下水道部長（三浦 剛君）

それでは、市の水道事業の経営戦略の概要についてお答えをさせていただきます。

市の経営戦略につきましては、総務省の経営戦略策定ガイドラインに準じまして、平成30年度から10年間を計画期間といたしまして、3つの経営の基本方針を主な重点項目といたしまして、策定をしているものでございます。

1つ目の項目でございますが、水道水の安全の確保についてございまして、水源の水質確保や適切な浄水処理など、いつでもどこでもおいしい水を供給するため、機械設備の監視体制の強化を図りながら、定期的な点検整備や修繕を行って、長寿命化を図っていくものでございます。

2つ目が確実な水の確保についてということで、地震などの災害におきましても、水道施設の健全度が低下しないよう施設の耐震化を図るとともに、老朽施設につきましては施設の重要度により、更新の優先順位を進め、効率的な更新を図っていくものでございます。

3つ目は、供給体制の持続性の確保についてでございますが、人口減少などに伴いまして、料金収入の増加が厳しいというふうに予想されている中、健全かつ安定した事業運営が可能になるよう、水道施設の合理的な規模を把握し、また長寿命化も図りながら、更新計画を策定していくものでございます。

特に管路の布設がえにつきましては、重要給水施設への配水管や配水区域へつなぐ緊急上の連絡管など、優先的に整備を行っていくということで、また老朽管についても同時に工事を進めてまいります。

これら3つの重点項目を合理的かつ計画的に行うための投資計画と、その必要な投資に対しての料金の改定なども含めた財政計画が均衡するような形で策定をしていくものでございます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

はい、ありがとうございました。

きめ細やかな計画を立てて、また安全・安心な水を継続的に供給していただきたいなどこんなこと思っております。

ありがとうございました。

3点目としまして、今後の運営について、水道事業という公共サービスは安定して持続させていく必要があります。そのための水道ビジョンなどの策定が進められておりますが、今お聞きしました経営戦略も立てて進められておりますが、今後の運営の見通しをお尋ねしたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 三浦剛君。

○上下水道部長（三浦 剛君）

それでは、ただいまの御質問の今後の運営についてお答えをさせていただきます。

水道事業は地方公営企業として事業を行っておりまして、原則としてお客様からの料金収入によって運営をし、公共サービスとして安定的かつ持続的に事業を行っていく必要があるわけでございます。先ほど御答弁申し上げましたように、厚生労働省の新水道ビジョンや総務省からの経営戦略策定ガイドラインを踏まえまして、現在、市の水道ビジョンや経営戦略を策定しているところでございます。

これらの計画を策定していく過程や経営比較分析表などを見ましても、機械設備や管路の更新需要や耐震化の必要性は高く、一方で料金回収率は100%を下回っているのが現状であり、公営企業の経営上、健全な運営とは言えない状況でございます。

今後、水道ビジョンや経営戦略を踏まえまして、投資の合理化など経費の縮減を検討することは当然必要になってまいりますけれども、それと同時に、水道料金の値上げの検討も避けて通れない状況であるというふうに考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

今後は厳しくなっていくことは理解できますけれども、水道事業の独立採算制の原則を考えますが、答弁の中では投資の合理化などを検討した上で、料金の値上げの検討もあり得るというような言葉を今お聞きしました。やむを得ないところもありますが、他の自治体で効率の悪いところではもう既にそういうところ、踏み切っているところも、私もいろいろインターネットを見たところ、そんなところもありましたが、その点について、既に値上げしているような自治体があるかどうか、再度お聞きしたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

上下水道部長 三浦剛君。

○上下水道部長（三浦 剛君）

それでは、最近の料金の改正の点について、お答えさせていただきます。

最近の料金の改正の動向ですが、私どもが把握しているところに限ってでございますが、関市が

平成24年に、また平成25年には関ヶ原町が水道料金の改定、値上げをされております。また平成26年度の消費税率が引き上げられたおりに、値上げされているところも幾つかあるというふうに聞いております。それから平成30年度以降のことでございますが、30年、31年度につきましては、幾つかの市町が料金改定に向けて、既に計画をされて動いておられるというようなことも聞いております。

これらの状況を踏まえまして、料金改定についてでございますが、十分検討をしまして、水道事業の運営審議会に御提示を申し上げ、また議会においても、御説明をさせていただきながら御審議をしていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

効率のよい事業運営をしていただきまして、できるだけ値上げするのは先延ばしにしてほしいなあと、こんなことを思います。水道を取り巻く厳しい状況は理解できますが、社会インフラの中でも重要な存在である水道事業を将来に引き継ぐためには、中・長期的なビジョンのもと、これまで以上に業務の効率化や投資の合理化など取り組まれるようお願いして、この質問は終わりたいと思います。

ありがとうございました。

次に大きい2番目の質問に入ります。

移住・定住による農村の活性化ということについて質問をさせていただきます。

2月の5日、6日で、市政自民クラブで政務活動費を使用させていただきまして、愛知県へ研修視察をさせていただきました。その中の1カ所が、東海農政局が平成28年度東海食料の農業農村情報報告の特集編として取りまとめました中に、東海地域においても、地域にある資源を活用して、移住・定住や就農を促進し、地域の活性化に向けて活動している団体や自治体も多くあり、その一つとして新城市が取り上げられておりました。

新城市ではIターンやUターンを積極的に受け入れ、地域の担い手として育成するため、関係機関の役割分担を明確にした就農支援体制が整っております。この体制のもとで、多様な担い手の確保育成に向けた総合的な取り組みがされておりました。

質問に入りますが、本巣市では移住・定住促進事業として、市外からの移住者等を対象に、住宅取得にかかる補助や、空き家バンク制度利用者に改修費等の経費への助成を行っており、さらに18歳未満の子どもがいる移住者世帯には子ども加算を交付し、移住・定住の促進を図っております。また、根尾外山地域では、地域の市民を巻き込んで、市民協働の仕組みで拠点整備事業が進められています。

しかし、移住・定住は職とセットになることが条件と私は考えております。本巣市としては、休耕地を利用した農業による生計が考えられると思います。農業、農村は食料その他の農産物の安定

供給とともに、そこに暮らす人々の生活の場にもなっています。また、農業生産活動を通じ、国土の保全や水源の涵養、自然環境の保全、有効な景観の形成、文化の伝承など多面的な機能を持って、その恩恵は地域住民のみならず、市民全体が享受をしております。

しかしながら、農村では都市部より高齢化や人口減少が進み、地域によっては集落としての維持も懸念されるのが現状であります。一方で、都市部には農村の魅力に興味を示し、都市と農村を人々が行き交う田園回帰というべき流れが生まれているなど、農業、農村の価値が再評価される動きも見られております。

そこで、本巢市でも新規就農者を募り、移住・定住による活性化を図ってはどうかと現状をお伺いいたします。

1 番目としまして、移住・定住希望者の現状ということで、本巢市のような中山間地を抱える市町村は人口減少にも著しく、危機感を持っております。研修先の新城市も本巢市とよく似ていて、市内・外の農業の担い手確保と、また全国に発信し、移住者を募っておられました。本巢市では現在では移住・定住希望者の問い合わせはどれくらいあるのか、また既に移住してきた人は全国各地を探し、本巢市をどう選んでくれたのか、その実情をお聞きできればと質問をいたします。

#### ○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

#### ○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

本巢市への移住・定住を希望される方がどれだけお見えなのかは、具体的には把握はいたしておりませんが、本巢市を移住・定住先として選んでいただけるよう、さまざまな取り組みによりまして、希望者の掘り起こしを行っているところでございます。

具体的な取り組みといたしましては、小さな拠点活動として、根尾地域を拠点として行っておりますGIDS（ギッズ）。それと外山地域で行っておりますcouch（カウチ）。この2つの拠点によりまして、新しい人の流れを促進し、将来にわたって持続可能な地域づくりを目指し、市民協働の仕組みによる拠点づくりを進めているところでございまして、GIDSではシェアオフィスや滞在型デザイナー制度のほか、起業塾などのイベントを通じまして、昨年度におきまして年間延べ1,000人余りの利用者がございました。

またcouchにおきましても、田舎暮らし体験イベントに9組27名の方が御参加をいただき、そのうちの1組が実際に空き家を購入され、移住されたということでございまして、どちらの拠点におきましても、市内外から多くの方にお越しをいただくことなど、人の流れの生み出しにつながっている現状でございます。

またこうした取り組みに加えまして、北部地域の豊かな自然を生かし、農村に魅力を感じている方をターゲットにいたしまして、ガイドブックやSNSなどを活用しながら情報発信を行っておりますほか、県外で行われます移住相談イベントでのPRや、県が主催する名古屋市での「清流の国

ぎふ暮らしセミナー」への参加や、西美濃地域の3市9町が連携して、東京、大阪で開催の「ふるさと回帰フェア」へのブースへの出展を通じまして、移住希望者に対してPRを図っているところでございます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

今、答弁をお聞きしまして、既に根尾のGIDSと本巢のcouch、そこら辺に問い合わせが来ていると。また既に空き家購入も実現しているというようなこともお聞きしました。また各地で東京とか遠方でも、イベントでPR活動を行っているということをお聞きしました。ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

2番目の新規就農者の受け入れ体制のことについてお尋ねをします。

人口減少に歯どめをかけるための方策として、先ほど言いました新城市の研修の結果なんですが、市外からの農業就農者を募るのも一つの策と考えております。

本巢市には北部には上質な稲作とか、また市内全域ではイチゴやトマトの施設での栽培とか、また野菜などは路地でも栽培できるような条件が整っておりますが、資金の支援や技術指導次第ではやる気のある就農者に適した地域と考えておりますが、その受け入れ体制はどのようになっているか、産業建設部長にお尋ねしたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、新規就農者の受け入れ体制につきましてお答えをさせていただきます。

本市では平成24年度から農業の担い手の確保を目的としまして、新規就農者の認定を行っております。これまでに15名の方が就農し、このうち4名の方が市外からの移住者でございます。また、来年度におきましても、2名の方が新たに就農を予定しておりまして、うち1名の方が市外からの移住を希望されております。

就農場所につきましては、全ての方が本市の南部地域でございまして、取り組み作物につきましても、イチゴやトマト等のように高収益作物でございます。

新規就農者の受け入れ体制につきましては、岐阜農林事務所の農業振興課及び農業普及課、ぎふ農業協同組合並びに市役所の産業経済課が連携して行っております。

具体的には、新規就農者の相談につきましては産業経済課やぎふ農業協同組合が窓口となりまして、農業普及課やぎふ農業協同組合は営農計画の作成や技術支援などを行っております。

また、本市におきましては新規就農者の経営を安定させるため、県や国の補助事業を活用しながら新規就農者の支援に努めているところでございます。

しかしながら、根尾外山地域につきましては、市街地から遠いことや、また地理的条件や住居及び優良な農地が確保できないなどの理由もございまして、現状では新規就農者の確保につながっていないのが現状でございます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

本巣市でも、岐阜農林事務所の農業振興課や農業普及課、また、ぎふ農業協同組合とか市の産業経済課と連携してやっているということでもあります。実績もあるという回答をいただきました。ただ国・県の補助事業を活用し、新規就農者の支援をしているとのことでありました。

先ほど4名の方が市外から来ていると。また、今現在2名中1名が市外から希望しているというようなこともお聞きしましたが、市外からの移住者もいるとのことですが、その方は、今、何年ぐらいやってみえて、その方に対してのフォローをやっぱりしていかなあかんあそこなことも思いますが、その点お聞きしますと、農協とか県の農業振興課の普及課とかそういうところに、何か任せっきりのようなふうにお聞きしましたんですが、市としてどんなフォローをしているのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、具体的な御支援につきまして御説明をさせていただきます。

まず新規就農者の方が4名ということでございますので、まず平成25年と26年にイチゴの関係で、お2人の方がそれぞれ山口県、長崎県からお見えいただいています。

イチゴに関しましては、岐阜市の曾我屋にありますJA全農ぎふ、いちご新規就農研修センターにおきまして、1年間の研修を受けられた後、希望された場合、市内で就農をいただいているということでございます。

この就農につきましては、市内にございます、いちご振興会の方が積極的にかかわっていただいて、お導きをいただいているように伺っております。

またトマトの就農者につきましては、平成29年ですので今年ですか、今年の4月に大阪府から来ていただいております。これは海津市海津町にございます岐阜県就農支援センターで、これも同じように1年間の研修を受けられた後、本巣市で就農をされているというような状況でございまして、この新規就農をされました方につきましては、年齢要件もございますけれども、1年間に150万円の補助が5年間受けられるというふうな補助制度も国で持っておみえですし、それと県の補助制度でございまして「元気な農業産地構造改革支援事業」この補助金もございますので、そちらのほうで施設の整備に関する費用の補助金を出しているところでございます。

またもう1人29年の4月、昨年の4月に各務原市の方が本巣市に柿の新規就農者ということで、



お見えになった経緯でございます。

来年度につきましては、先ほどお2人のうち1人がということでございますので、この方につきましては、トマトの新規就農を予定されることで、岐阜市の方がお見えになる予定でございます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

本巣市でも既に、やっぱり条件が合うかどうかわかりませんが、そういう新規の就農者が来てみえるということは、やはり今後も期待できるというようなことかなあと私は感じております。

3番目の質問に行きます。

今後の方針はということで、根尾及び外山地域は市街地から遠いことから、また優良農地が確保できないとかいった条件はなかなか厳しいと思いますが、北部地域は農業が手っ取り早いとまた私は考えておりますが、市が抱える過疎対策また今後の人口減少の歯どめをかける対策として、今後の方針を北部に限らず市全体で、こういう方を呼び込むための今後の方針はあると思いますが、それを企画部長、産業建設部長、両方にお聞きしたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、企画部長と産業建設部長に求めます。

最初に、企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

1つ目の御質問でもお答えをさせていただきましたが、今後も市民協働の仕組みによりまして進めております2つの拠点を中心に、新しい人の流れを生み出しながら、さまざまな事業を展開してまいりますとともに、本巣市の魅力を効果的に発信することによりまして、移住・定住につなげてまいりたいと考えております。

特に北部地域では、遊休農地を活用した農業体験イベントなどを実施することや、起業塾などを継続的に実施することによりまして、近年注目されております「半農半X（はんのうはんエックス）」と言う新しいライフスタイルでの暮らしを望まれる方々に対しまして、魅力に感じていただける移住・定住事業を展開してまいりたいと思っております。

このように、今後もさまざまな取り組みを複合させながら、本市の魅力を伝え、一人でも多くの方に本巣市を移住・定住先に選んでいただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（瀬川治男君）

続いて産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、お答えをさせていただきます。

本市の根尾外山地域では、農業従事者の高齢化や担い手不足によりまして、耕作放棄地の増加が今後大きな問題になっていくことが予想されております。議員のお考えのように、市外から農業により生計を立てられる就農者の確保が、問題の解決には一番近い近道であると考えているところでございます。

しかしながら、市街地からは遠いことによる地理的条件や住居及び優良農地が確保できないといった理由によりまして、なかなか就農者を就農を希望する方があられない状況でございます。

今後、本市の移住・定住対策であります空き家バンクや移住・定住促進補助金などと組み合わせまして、北部地域の貸し出し可能な農地の情報や、山間部に適した農作物の栽培情報などを市外の方から就農に興味を持っていただけるような仕組みづくりを関係機関と協力しながら、検討していきたいと考えているところでございます。

[13番議員挙手]

**○副議長（瀬川治男君）**

若原敏郎君。

**○13番（若原敏郎君）**

御丁寧な答弁をありがとうございました。

農業は土地の有効活用、食料確保の面から重要な産業と考えておりますし、本巢市においても、移住・定住者が希望すれば新規農業ができる体制は整えていくべきと考えております。

ぎふ農業協同組合を通じて、その他の機関はありますが、技術指導を受け、生産また出荷までできれば生計も成り立ち、そこまではちょっと心配だからできないという方も農業関係の研修生として農業にチャレンジをして、チャレンジ就農者や農業の支援をして、そこで雇用してもらって働くということも可能と考えております。

本巢市は、移住・定住に関しては助成制度も本当に整っておりますし、今後もこの事業を続けていきたいと要望して、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

**○副議長（瀬川治男君）**

続きまして16番 大西徳三郎君の質問の予定となっておりますが、本日欠席されておりますので、次の高橋勇樹君の質問に移ります。

**○1番（高橋勇樹君）**

通告に従い、2つの項目について質問させていただきます。

質問に入る前に、今の私の心情を述べさせていただきたいと思います。

議員になり、早いもので5カ月たちました。10月から多くの市の行事や市民活動に参加させていただき、議員になる前と比べますと、ほんと比べ物にならないくらい多くの方と話す機会がふえました。非常にうれしく思うとともに、皆さんの本巢市への期待を感じることができました。

先日そんな中で藤原市長の所信表明を聞き、これから本巢市は市長が掲げる施政方針に沿って

けば、市民が期待する本巢市になっていくと確信をしております。まだまだ私みたいな若輩者ではございますが、市長が進められる事業に対して、議員として本巢市民として、これから審査また提案もしていけるよう努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは質問に入らせていただきたいと思います。

質問項目 1. 船来山古墳群の今後の見通しについて、5点質問させていただきます。

昨日、河村議員も船来山古墳群について質問がありまして、重複する部分があるかと思っておりますが、了承いただき御答弁をお願いしたいと思います。

私は約2年前からこの船来山古墳群に魅了され、古墳にかかわる活動に積極的に参加させていただきました。活動していくとより魅了され、本巢市が胸を張って誇れる文化財がこの本巢市にはあると私は感じております。

ちなみに昨年の9月には、船来山古墳群から出土された687点もの土器や雁木玉、馬具、武具、農工具が岐阜県の重要文化財に認定されました。その他それ以外にも国宝級の出土品もある船来山古墳群は、地域の活性化また地域愛、本巢市愛を育める資源の一つとして、本巢市は今後どのように考えていく、活用していくのか、市民の方々の関心も高まっている中だと思っております。

そんな中で、質問事項の1. (1)観光資源として本巢市は現在どのように活用されているか、産業建設部長にお尋ねいたします。

#### ○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

#### ○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、観光資源としての活用につきまして御答弁をさせていただきます。

議員の御質問の中にも触れられておりますように、船来山古墳群は、県指定の重要文化財へ認定されたような貴重な文化財が出土いたしていると同時に、290基にも及ぶ古墳が見つかっており、東海地方最大規模でもあると言われております。これは文化的、歴史的に価値の高い遺跡でございます。現在、市では教育委員会が中心となり、国指定の指定を目指しているところでございます。

また船来山西側には、平成2年から平成10年度にかけて、国の補助金を活用して整備しました富有柿の里がございます。園内には古墳と柿の館のほか、農産物販売施設、バーベキューハウス及び船来山の一部を散策できるような遊歩道などが整備されているところでございます。

特に、古墳と柿の館では、船来山古墳群から出土された出土品を常時展示しまして、一般の方々に公開をされております。また、春と秋に開催される船来山古墳群赤彩古墳の館の特別開館におきましては、入館を無料で開放してございまして、通常時の入館時と合わせまして、年間約2,500の方が来場をいただいております。

さらに、市内の小学校のふるさと教育の一環としまして、自分の住んでいる市の歴史や古墳を学ぶことを目的に施設を利用し、観光資源はもちろん教育資源としても活用されているところでございます。以上でございます。

[1 番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

高橋勇樹君。

○1 番（高橋勇樹君）

ありがとうございます。

ちょっと再質問させていただきたいんですけども、先ほど年間2,500人の来場者数がありますとお話がありました。最後のほうに小学生のふるさと教育で来場があったということでしたけれども、この小学生の人数もカウントしての2,500人になるのでしょうか。観光資源としての純粋な来場者数であるかどうかを教えてくださいたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、お答えをさせていただきます。

年間の利用者2,500人につきましては、船来山古墳群、赤彩古墳群の来館者ということで捉えております。

[1 番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

高橋勇樹君。

○1 番（高橋勇樹君）

ありがとうございます。

では小学生を含めると本当もっと多くの方がこの船来山古墳群、古墳の館または富有柿の里に訪れているということがわかりました。

また先ほども、秋の特別開館にはNHKの岐阜放送で報道特集もあり、メディア効果から3日間で416名の来場があったとお聞きしております。改めてメディアの力はすごいなあと感じているところでございまして、どんどんメディアに露出できる、そんな船来山古墳群にさせていただけるとうれしいなあと感じております。

さて、次の質問に入らせていただきたいと思います。

質問項目1の(2)船来山古墳群の観光資源での今後の活用方法について、産業建設部長にお尋ねいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、2番目の観光資源としての今後の活用はについてお答えをさせていただきます。

国から東海環状自動車道西回りルートが平成36年度に開通の見通しであると示されたところでご

ざいまして、仮称、糸貫インターチェンジも船来山近くに建設される予定でありますことから、関西圏を初めとする他圏域からのアクセスがよくなりまして、来訪者が拡大することが期待されるところでございます。

今後、国史跡の指定を目指している船来山古墳群、既存施設であります富有柿の里及び整備が検討されている古墳公園等の観光資源の活用を関係部局でございます教育委員会と連携しながら、また協力しながら、船来山に関する観光資源を開発しまして、民間活力を活用し、新しい観光拠点としたいと考えているところでございます。平成30年度から船来山観光資源開発基本構想の策定に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

〔1番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

高橋勇樹君。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございます。

東海環状自動車道西回りルート、仮称、糸貫インター開通に関連づけて、ぜひとも県内・外、海外からの来場者数アップに向けて、船来山古墳公園等の観光資源の活用に関係部署、教育委員会ですとか教育部会とうまく連携していただくことを望みます。またホームページですとか、今この時代ですからSNSをフルに活用していただき、本巢市の観光資源をこの本巢市というか岐阜県だけではなくて、全国に発信または海外に発信していただけるとうれしいです。

続きまして、3項目めの質問に入らせていただきたいと思います。

船来山古墳群は先ほどもお話ありましたけれども、観光資源としての大きな役割もありながら、地域の社会教育の資源としても活用はなされています。

私が小学生のころ、校外授業で古墳の館に行き、見て、触れて、歴史を学んだ記憶がございます。この経験は、他の市町村ではなかなか体験できない貴重なことだと、大人になってから感じております。現在も市内の小学5年生のほとんどが校外授業で古墳の館に訪れ、地域の歴史について学んでいるところだと思います。そこには、地域のボランティアの方々や歴史に特化した本巢市役所の職員の方が親切、丁寧に子どもたちに地域の歴史を教えていると。また地域の方との交流も含めたすてきな教育の資源だと私は感じております。

そんな中、現在の活用はどうされているか教育長にお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

船来山古墳群の教育資源としての現在の活用についてお答えいたします。

船来山古墳群は、子どもたちにとって、特に3つの教育資源としての役割を果たしています。

第1に、日本の歴史そのものを学ぶ役割を果たしています。古墳時代を教科書だけで学ぶのでは

なく、古墳や出土品を実際に目で見て、歴史を感じ取ったり、古墳の歴史や価値、特色、魅力などを学芸員から聞いて、学んだりできる歴史学習の拠点となっています。

第2に、子どもたちが歴史を学ぶ力を身につけていく役割を果たしています。子どもたちは古墳を目の前にして、今から約1800年前の古代人の世界にタイムスリップし、そのミステリアスさや古代アートを肌で感じ取っています。古墳そのものや副葬品などから歴史を想像する楽しみも生まれます。歴史の学習はその時代や背景などを思い描く「想像力」と、事実を確かに捉え、考えをつくり上げる「創造力」が重要です。船来山での学びは単に知識だけでなく、自分の頭で考え、まとめていくこの2つの「そうぞう力」を有効に身につけています。

第3に、ふるさとの歴史や文化を知り、ふるさとに誇りと愛着を持つふるさと学習の役割を果たしています。聖なる山としての価値のみならず、それを守り伝えるボランティア方々の取り組みなども学び、ふるさと本県の歴史や文化そして人などのすばらしさを感じ取っています。

教育資源としての具体的な活用といたしましては、市内6小学校の全6年生が古墳時代の学習に合わせてこの地を訪れています。ボランティアの方に学校にお越しいただき、出前授業を行っている学校もあります。

これらの学習においては、教育委員会で作成した船来山古墳群ふるさと学習パンフレットを活用し、マスコットキャラクター「ふなっきー」とともに、古墳の秘密を解明していく学習を進めています。さらに詳しく調べたい子どもにとっては、夏休みの自由研究としての教育資源ともなっています。

子どもから大人までの希望者を募る「ふるさと学習ロマンプロジェクト」では、他の古墳を見学し、船来山古墳と比較する学習。船来山の古墳を測量し、段ボールで古墳を作成する活動など教育資源としての発展的な活用も行っています。このほか、岐阜農林高校におきましても船来山を活用した古墳測量や植生調査などの実習を行い、教育資源としての活用はその内容そして対象とも大きな広がりを見せています。以上です。

〔1番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

高橋勇樹君。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございます。

ほんと非常に古墳には教育資源が多くあり、この3つの要素というのもそれぞれ大切な役割を果たしているんだなと深く感じております。またロマンプロジェクトですとかそういったものを積極的に多くの方に知っていただき、この本県市にしっかりとした教育資源があるんだよと、財産があるんだよということを広く教えて、広めていただきたいなと感じております。

続いて4番目の質問に入らせていただきたいと思います。

実はさっきの教育長のお話にも関連づけますけれども、実は私もロマンプロジェクトにずうっと参加させていただいておりました。そうしますと、古墳だけでなく、今の席田小学校区における

非常に古い歴史から、昔この席田の地域には国分寺があったよと。今でいうと県庁みたいなものですけれども、国分寺があったというような歴史もあり、その古墳と関連づけると非常に勉強になることだなあと。地元愛この本巢市愛というのも非常に子どもたちにとっては定着するのかなと感じております。

そんな中で、これから、この教育の資源としてどのように活用されていくのか、教育長に再度お尋ねしたいと思います。

**○副議長（瀬川治男君）**

ただいまの質問についての答弁を、教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

**○教育長（川治秀輝君）**

教育資源としての今後の活用につきまして、まず子どもたちの学びの面からお答えをします。

来年度は、本巢市内全ての子どもたちが学習できる企画と、歴史や古墳についてもっと学びたいという子どもたちへの企画の両面から活用方法を考えていきます。

まず、本巢市内小学校の全3年生と全6年生に船来山古墳群の学習を位置づけます。3年生では「ふるさとの文化財、残したいもの伝えたいもの」として、6年生では「古墳時代の歴史、船来山古墳群」として学習を進めます。その手引書として、市内社会科教員の協力を得て、本巢市版小学校社会科副読本の作成、改訂を進めます。

歴史や古墳の魅力にほれ込み、興味のある子どもたちについては、子ども学芸員として育てていきます。年間を通した学習会、赤彩古墳特別開館や古墳の館での市民への説明、パンフレットなどの作成を進め、次代を担う歴史博士や語り部を育成していきたいと考えております。

今後は、市民向けの活用にも力を入れていきます。まず岐阜大学と連携して、船来山古墳群を紹介する動画の作成と公開を進めます。それにあわせて、教育委員会で作成した写真やパネル、副葬品の貸し出し体制を構築するとともに、モレラ岐阜にて企画展を開催し、広く市民へ古墳群を紹介し、興味、関心を高めてまいります。

さらに昨年9月に、船来山からの出土品が全国の古墳研究に大きく資すると評価を受け、副葬品の雁木玉や鉄製よろい、方形板革とじ短甲など687点が県の重要指定文化財に指定されたことも、広く紹介していきたいと考えております。

また船来山は、古墳群としての本質的な価値のみならず、美しい眺望、和歌に詠まれた景観や植物、多くの神社、寺院など教育資源として活用する特色が多くありますので、それらを生かす取り組みも考えてまいります。以上です。

〔1番議員挙手〕

**○副議長（瀬川治男君）**

高橋勇樹君。

**○1番（高橋勇樹君）**

ありがとうございます。

今、御答弁いただいた中に小学生、中学生の学芸員を導入すると。地域の子どもたちが観光客または市内の方々に船来山古墳について説明するというような、非常に僕も実はその学芸員の方を存じ上げておりますけれども、本当にこの本巢市のことを愛し、この船来山古墳群のことを愛している子どもたちでございます。その方々の活躍をこれから期待したいと思います。

続いての質問に入らせていただきます。

質問項目1. (5)船来山古墳公園の今後の計画についてお尋ねします。

実は私、残念ながらまだ行けておりませんが、先日、本巢市議会の先輩議員や同期の議員が、和歌山県の和歌山県立紀伊風土記の丘という古墳群をうまく活用した古墳公園に、視察に行かれました。先進地視察に行かれた議員からお話を聞きますと、とてもすばらしかった。ほんとその一点だということで、お話を聞いております。私も早く行きたいなと思いながら、またこの4月5月にでも時間ができたときに伺いたいと思っております。

ここで、紀伊風土記の丘と船来山古墳群の比較をしてみたいと思います。

紀伊風土記の丘には、実は430基もの古墳がございます。それに比べまして、船来山古墳群は現在290基の古墳が発見されております。ただまだ船来山古墳群は発掘途中でございまして、発掘を進めていくと、1,000基以上存在するのではないかとと言われております。これは確定ではございませんので、御承知おきをお願いしたいと思います。比べてみますと、その紀伊風土記の丘に比べますと、約倍の数の古墳があると。

続いて来場者数を比較してみます。船来山古墳群の来場者数は年間、先ほどのお話もありました2,500人に対し、紀伊風土記の丘の来場者数は年間20万人というところでございます。約80倍となっております。

決して古墳の数に比例して来場者数がふえるとは思っておりませんが、交通の便や環境によって来場者数の増減はあるかと思いますが、本巢市の船来山古墳群をそれなりに整備し、公園にしたとすれば、本巢市の観光拠点の一つとしてなっていくんじゃないかなと。また、紀伊風土記の丘に近い観光来場者数が見込めるのではないかと考えます。

先ほどお話にも出ましたが、船来山古墳観光資源開発基本構想の中には今後の船来山古墳公園の計画もあろうかと思っております。そこで市長にお尋ねをいたしたいと思っております。船来山古墳公園の今後の計画はいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

**○副議長（瀬川治男君）**

ただいまの質問についての答弁を、市長に求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、船来山古墳についてのお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど来、教育長それから産業建設部長のほうからそれぞれ観光資源としての活用、また教育資源としての活用と、現状と今後の方針ということでお答えさせていただきました。私もこの後お話しすると大変重複するところが多々あろうかと思っておりますけれども、少しお話させていただきます。



基本的には一番最初に申し上げておきたいのは、今回船来山古墳の整備に当たって考えておりますのは、船来山古墳だけを分けて考えるのじゃなくて、この山、船来山一帯をあわせて観光資源として今後活用できないだろうかということで、今後の活用を考えていくということに今しております、今回新年度の予算でも、そういうことの関係で考えるところでもございます。

そしてまた重複いたしますけれども、まず概要のほうをお話し申し上げておりますけれども、船来山古墳群につきましても、現在、文化庁または岐阜県の文化遺産課の指導をいただきまして、国の史跡指定に向けて、今着々と準備を進めているところでございます。指定された後には、船来山古墳というのは本来の姿に近い状態で残して、史跡を後世に伝えられるように、適切に管理、保存していくということがまず責務になってまいります。

それから、順次は昨日も御答弁申し上げておりますように、今回の史跡指定は順番順番には段階を追って整備するところ、そして指定するところをふやしていこうというような考えのもとに、今、史跡指定に向けての今準備をしているところでありまして、これからもまだまだ多くの先ほど来お話ありますように、最終的には1,000を超す古墳があるんじゃないかと言われておりますけれども、そういったことも想定しながら順番順番に史跡指定をやっていきいたいというふうに思っております。

そういったことから、この船来山古墳群というのは先ほど来お話ございますように、本巣市の宝として位置づけて、その価値や特徴というのをまず広く市民の皆さん方に知っていただくということと、多くの市民にこの地を訪れていただけるような場所にしていきいたいというふうに考えております。と同時に、所信表明でも申し上げましたとおり、東海環状自動車道の糸貫インターチェンジが船来山近くに建設予定でございます。このことから、市外の皆さん方にも利用していただけるようなそんな場所にしていきいたいなあとというふうに考えております。

そういったことから、今回の船来山古墳群はそういうふうに大きな目標を持って、これからも整備をしていきいたいというふうに思っております。と同時に、先ほど冒頭で申し上げましたように、船来山古墳だけの整備に終わらせるんじゃなくて、この周辺の施設、既存施設もあわせて活用する、そういった形にして、観光拠点にしていきいたいなあとということで、先ほど来、産業建設部長のほうからお話がありましたけれども、新年度には新たに船来山観光資源開発基本構想というのを策定していきいたいというふうに思っております。

また、この基本構想の中では、この船来山古墳群と富有柿の里、それからまたこの今年度末に開設を予定しております高木貞治博士記念室、こういったものまでも関連をづけて、本巣市の歴史、文化、景観などを楽しむ観光資源として、将来に生かしていけるような開発をしてまいりたいというふうに考えております。

いずれに対しましても、この船来山は先ほど来もお話ございますように、本巣市の宝として、これは本巣市だけじゃなくて日本の宝、またもしくは世界にこの本巣市、日本を発信できる、そんな立派な古墳群であるというふうに思っております、これからもそういったことを頭に入れながら、この地域の開発、そしてまた整備そして保存に取り組んでいきいたいというふうに思っております。

〔1番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

高橋勇樹君。

○1番（高橋勇樹君）

市長、ありがとうございました。

今あるものをまず保存していき、これから段階を経て、確実な観光資源にしていかれるということがわかりました。今現在の船来山古墳保存会の方々や船来山古墳ボランティアの方々、また地域の方々の思いを乗せて、計画を進めていただけると非常にうれしいと思っておりますので、これは要望になるかわかりませんが、お願いしたいと思えます。

続いて、次の質問項目に移らせていただきたいと思います。

質問項目2. 公共施設のトイレの改修について、2点お伺いさせていただきたいと思えます。

昨今トイレの洋式化が全国的に進んでいます。住宅、飲食店、介護施設、公共施設など和式から洋式にリフォームされるところが多く、新築においてはほぼほぼ100%に近くが洋式トイレになっていると思えます。

現代の子どもたちを見ますと、和式トイレを使うことに非常に抵抗がある方や、もう全く和式トイレ使えないという子どもたちもふえてきています。また、高齢者の方になりますと、膝を曲げて座り込むことが非常に難しい、そんな方も多く、非常に使いづらいという声が多く寄せられております。私も実際に31歳でございますけれども、和式を使うのにも非常に抵抗がありまして、できれば洋式がいいなど、洋式のトイレがあるところを選んでしまいます。

今回トイレの洋式化について、私のほうに多く声をいただいた、よく集まったところに関しましては、体育センターを上げさせていただきました。

質問項目2. (1)の各地域の体育センターの現段階でのトイレ改修計画はどのようになっていますでしょうか。教育委員会事務局長にお伺いさせていただきたいと思えます。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、ただいま御質問の各地域の体育センターの現段階でのトイレの改修計画について、お答えをさせていただきたいと思えます。

市内には体育センターといたしまして、真正のスポーツセンター、真正の体育センター、糸貫体育センター、本巢の体育センターの4施設がございます。

現在の洋式化の状況につきましては、本年度改修をいたしました糸貫体育センターの女子トイレ2基を含めまして、男子トイレでは9基中2基、女子トイレでは15基中6基の、それから多目的トイレが1施設に設置しております。体育センター全体といたしましては、36%が洋式化となっております。

御質問の現段階でのトイレの改修計画につきましては、この平成30年度におきまして、糸貫体育

センターの男子トイレ2基、また本巢体育センターにおいては、併設をいたします本巢公民館の男子及び女子トイレ、それぞれ1基ずつを洋式化する予定でございます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

高橋勇樹君。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございます。

今お話を聞いておりますと、全てを洋式にするというような形ではないかと思えます。確かに和式がいいという方もいらっしゃると思えますので、そういった配慮があつての計画だったと思えます。

今36%という数字が出てきておりますけれども、まだまだこれからあと64%というところがございますので、一刻も早い計画というのも進めていただけたらうれしく思いますし、続いての質問にもつながるかと思えますけれども、先ほどの改善がある糸貫ですとか本巢の体育センター以外のもの、または教育委員会管轄の公共施設のトイレの今後の改修計画はどのようになっているかお尋ねいたします。よろしくをお願いします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、教育委員会管轄の公共施設のトイレの今後の改修計画について、お答えをさせていただきます。

まず、教育委員会管轄の学校施設や社会教育施設の洋式化の設置状況についてでございますが、小・中学校のトイレの洋式化につきましては、平成22年度より計画的に改修工事を実施いたしました。平成28年度に真桑小学校と糸貫中学校を整備したことによりまして、全小・中学校合わせて校舎では78%、それから体育館では94%の整備が完了しております。

社会教育施設につきましては、建築年度の古い施設などは和式トイレが多く体育施設、文化施設ともそれぞれ28%の洋式化しているのが現状でございます。

今後の社会教育施設における改修計画につきましては、平成30年度には先ほど申し上げました糸貫体育センターや本巢公民館のほか糸貫川プール、それから市民文化ホールなどの利用者が多い施設から、改修を計画させていただいておるところでございます。

しかし、先ほど議員も申されましたように、全施設を洋式化することについては、施設の利用者の中には洋式トイレは使用できないといった意見もございます。今後の洋式化の改修につきましては、こういった意見を踏まえながら、公共施設の再配置計画をもとに検討をしてみたいと考えております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

高橋勇樹君。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

着実に洋式がふえていくトイレというのも、トイレがふえていくということが非常にわかりました。一日も早い改修工事が進んでいくことを私も願うとともに、計画中にバリアフリーにも配慮したこと、また今トイレというのもさまざま種類または設備、オプションもございます。多目的トイレ、車椅子が入れるような多目的トイレの設置、また便座機能にウオッシュレットがついたりとか、また本当に肌の敏感な方、中にはいらっしゃると思います。付属機能に便座を拭くアルコール消毒の設備を設置するなど、トイレを使われる方多くの意見を踏まえながら計画を進めていただけると非常にうれしく思います。

今回は、教育委員会管轄のトイレについて質問させていただきましたが、市役所職員の方々の職場でもあり、市民の方の防災拠点でもある庁舎のトイレも今後検討していただけると、職員の方の職場の環境の満足度または市民の方の満足度も上がっていくと私は確信をしておりますし、また観光施設におきましても、本巢市に来てくれた方にとって、本巢市のトイレはきれいだったとか使いやすかったと、交流人口のリピート率にもつながっていくと私は考えております。ぜひとも関係各所、管轄のトイレの改修の計画を見直していただき、御尽力いただきますようお願いして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

また、最後に今年度で退職される執行部の方々、約半年のおつき合いでございましたけれども、私みたいな若輩者で皆様の大体お子さんと同じぐらいの年齢の僕に、非常に親切・丁寧に教えていただいたり、また耳を傾けてくださったことに、本当に深く感謝を申し上げたいと思います。次のステージに行かれましても、皆様十分体には御自愛いただきまして、活躍を祈念申し上げ、発言を終わらせていただきたいと思います。

本当にありがとうございました。

---

散会の宣告

○副議長（瀬川治男君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

3月23日金曜日午前9時から本会議を開催いたします。御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時16分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

副 議 長 瀬 川 治 男

署 名 議 員 澤 村 均

署 名 議 員 堀 部 好 秀

